

京都市告示第680号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、株式会社リーフ・パブリケーションズを京都市公金収納受託者として、京の食文化ミュージアム・あじわい館の調理実習室使用料の徴収、収納事務を委託します。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

(産業観光局中央卸売市場第一市場)